

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月 30日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所：東京都新宿区西新宿6-24-1 氏 名：三井ホーム(株)施設事業本部施設建設事業部（都市建築） 施設建設事業部長 埴 寿夫 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号：03-6311-5274	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井ホーム(株) 施設事業本部 施設建設事業部（都市建築）
事業場の所在地	東京都新宿区西新宿6-24-1
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業、総合工事業
②事業の規模	前年度の元請完成工事高 103.15億
③従業員数	156名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ガラス 陶磁器 コンクリートくず →破砕 →再生利用 ・廃プラスチック →破砕 →再生利用 ・金属くず →破砕 選別 破砕→再生利用 ・繊維くず →圧縮 破砕 梱包→再生利用 ・木くず →破砕 →再生利用 ・紙くず →圧縮 梱包 →再生利用

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	
廃棄物管理責任者 (権限)	施設建設事業部長 (産廃に関する業務の責任者として施設事業本部の業務遂行を指揮・管理する)
廃棄物処理統括責任者 (権限)	施設事業本部長 (廃棄物処理に関する三井ホーム施設事業本部の最高責任者として、部下を指導・監督し、業務執行を統括する)
廃棄物処理責任者 (権限)	施設建設事業部 施工グループ長 (都市建築) (部下を指揮・監督し、廃棄物処理に関する業務を遂行する)
廃棄物処理担当者 (権限)	施設建設事業部 施工グループ員 (都市建築) (廃棄物処理責任者の命を受け廃棄物処理に関する業務を遂行する)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(泥状のもの)	木くず
	排出量	705.10 t	79.53 t
	(これまでに実施した取組) 1) 余剰木材の工場への回収を推進し、再利用、再生利用可能な木材の現場排出量を抑制した。 2) 材料の使用方法を見直し、従前廃棄していた木材を下地等で利用することで、全体の木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。 3) 部資材の納入単位や拾い基準の見直しによる現場投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(泥状のもの)	木くず
	排出量	634.50 t	71.50 t
	(今後実施する予定の取組) 1) プレカット推進の対象邸名を拡大することにより、投入量を削減することで、結果として現場排出量を抑制する。 2) プレカット推進の対象邸名を拡大することにより投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制する。 3) 余剰材・副資材の工場への回収を推進し、再利用・再生利用可能な材料の現場排出量を抑制。又、現場投入量の削減策を検討・試行する。 4) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しにより排出量の抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 新築系産業廃棄物は原則以下の品目毎に排出する様、関係各位へ指導徹底を行った。 <袋詰め排出>①石膏ボード②廃ガラス③木くず④紙くず⑤金属くず⑥ガラス陶、コンクリート等 <束ねて排出>⑦長尺材⑧段ボール 2) 解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順の遵守、分別排出を指導し、特定品目の再資源化施設への処理委託を推進した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 新築系産業廃棄物は原則以下の品目毎に分別排出する <袋詰め排出>①石膏ボード②廃ガラス③木くず④紙くず⑤金属くず⑥ガラス陶、コンクリート等 <束ねて排出>⑦長尺材⑧段ボール 2) 解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順の遵守、分別排出を指導し、特定品目の再資源化施設への処理委託を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず(石膏ボード)
排出量	3.51 t	12.94 t	13.58 t	13.35 t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず(石膏ボード)
排出量	3.10 t	11.60 t	12.20 t	12.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	石綿含有産業廃棄物	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	がれき類（コンクリート破片）
排出量	15.60 t	3.00 t	56.39 t	2,301.20 t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	石綿含有産業廃棄物	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	がれき類（コンクリート破片）
排出量	14.00 t	2.70 t	50.70 t	2,071.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト・コンクリート破片）	建設混合廃棄物		
排出量	97.68 t	110.51 t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト・コンクリート破片）	建設混合廃棄物		
排出量	87.90 t	99.40 t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組）			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず(石膏ボード)
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず(石膏ボード)
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず(石膏ボード)
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず(石膏ボード)
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	石綿含有産業廃棄物	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	がれき類（コンクリート破片）
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	石綿含有産業廃棄物	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	がれき類（コンクリート破片）
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	石綿含有産業廃棄物	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	がれき類（コンクリート破片）
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	石綿含有産業廃棄物	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	がれき類（コンクリート破片）
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト・コンクリート破片）	建設混合廃棄物		
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト・コンクリート破片）	建設混合廃棄物		
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト・コンクリート破片）	建設混合廃棄物		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト・コンクリート破片）	建設混合廃棄物		
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	木くず
	全処理委託量	705.10 t	79.53 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	62.15 t
	再生利用業者への処理委託量	705.10 t	79.53 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
（これまでに実施した取組） 再生利用の取組を重点におく中間処理業者を選定し、産業廃棄物処理を委託。			

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず(石膏ボード)
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず(石膏ボード)
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず(石膏ボード)
全処理委託量	3.51 t	12.94 t	13.58 t	13.35 t
優良認定処理業者への処理委託量	3.51 t	12.94 t	13.58 t	13.35 t
再生利用業者への処理委託量	3.51 t	12.94 t	3.40 t	13.35 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面) - 3

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	石綿含有産業廃棄物	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	がれき類（コンクリート破片）
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	石綿含有産業廃棄物	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	がれき類（コンクリート破片）
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	石綿含有産業廃棄物	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	がれき類（コンクリート破片）
全処理委託量	15.60 t	3.00 t	56.39 t	2,301.20 t
優良認定処理業者への処理委託量	15.60 t	3.00 t	56.39 t	2,292.32 t
再生利用業者への処理委託量	13.10 t	- t	56.39 t	2,301.20 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面) - 4

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト・コンクリート破片）	建設混合廃棄物		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト・コンクリート破片）	建設混合廃棄物		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト・コンクリート破片）	建設混合廃棄物		
全処理委託量	97.68 t	110.51 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	97.68 t	110.51 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	97.68 t	59.80 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	木くず
	全処理委託量	634.50 t	71.50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	55.90 t
	再生利用業者への処理委託量	634.50 t	71.50 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	<p>（これまでに実施した取組） 再生利用の取組を重点におく中間処理業者を選定し、産業廃棄物処理を委託。</p>		
※事務処理欄			

(第5面) - 2

【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器等くず(石膏ボード)
全処理委託量	3.10 t	11.60 t	12.20 t	12.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	3.10 t	11.60 t	12.20 t	12.00 t
再生利用業者への処理委託量	3.10 t	11.60 t	3.00 t	12.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面) - 3

【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	石綿含有産業廃棄物	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	がれき類（コンクリート破片）
全処理委託量	14.00 t	2.70 t	50.70 t	2,071.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	14.00 t	2.70 t	50.70 t	2,063.00 t
再生利用業者への処理委託量	11.70 t	- t	50.70 t	2,071.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト・コンクリート破片)	建設混合廃棄物		
全処理委託量	87.90 t	99.40 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	87.90 t	99.40 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	87.90 t	53.80 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。